

MIRIVE 埼玉会場・愛知会場

## 二輪車等の出品と書類の取り扱いについて

MIRIVE 埼玉会場・愛知会場では、二輪車等の書類について、以下のようにお取り扱いしています。ご出品の際はご注意ください。

- 251 cc～（小型二輪・大型二輪 → 陸事管轄）  
→ 抹消・継続とも受け付けます。書類は通常の四輪車に準じます
  
- 126～ 250 cc（軽二輪 → 陸事管轄）  
→ 抹消出品のみ受け付けます。届出済証返納証明書、譲渡証が必要です  
（令和元年 7 月以前に返納している車両は、届出済証返納済確認書も必要です）
  
- ～ 125 cc（原付一種・原付二種 → 市町村管轄）  
→ 抹消出品のみ受け付けます。廃車証明書、譲渡証が必要です。
  
- ミニカー（コムス等 → 市町村管轄）  
→ 抹消出品のみ受け付けます。廃車申告受付書、譲渡証が必要です。

上記の書類がないものは、出品不可とさせていただきます。  
どうぞ、ご了承ください。